

平成27年度 第3回三郷市個人情報保護審議会 会議録

| | |
|--|--|
| 開催日時 | 平成28年1月18日(月) 10:00～11:00 |
| 開催場所 | 市役所本庁舎6階第1委員会室 |
| 委員の出席状況 | |
| 田原 緑 | 会 長 出席 |
| 小川 詠二 | 委 員 出席 |
| 荒井 英理子 | 副会長 出席 |
| 矢口 裕子 | 委 員 出席 |
| 岡庭 武利 | 委 員 出席 |
| 森 宏高 | 委 員 出席 |
| 浅賀 和彦 | 委 員 出席 |
| 事務局 | 渡辺副部長 鈴木課長補佐兼係長 石山主任 高橋主事 谷口主事 企画調整課 上野係長 |
| 案件提出課 | 広聴室 新井係長 障がい福祉課 林係長 前田主事 すこやか課 土井課長補佐 松村主事 |
| <p>1 開会 事務局渡辺副部長から開会宣言 10:00開会 会長挨拶</p> <p>2 前回の会議録の署名 田原会長、小川委員、森委員が署名</p> <p>3 審議 諮問事項 ・諮問事項 諮問第14号～諮問第17号について</p> <p>4 事務局連絡事項 (1) 平成27年外部委託先立入調査の実施状況について (2) 平成28年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>5 閉会</p> | |

3 審議

- ・ 諮問事項 諮問第14号から諮問第17号まで事務局から概要説明

質疑

小川委員： 諮問第14号及び諮問第15号について3点お聞きします。

1点目、諮問第14号の通話録音機器無償貸与に関する業務の概要について、対象者の条件が複雑だと思います。三郷市内に住所を有する65歳以上の者とした方が市民にとって分かりやすいのではないのでしょうか。

2点目、諮問第15号の通話録音機器の設置を外部委託することについて、申請者が自力での通話録音機器の設置を希望する場合、委託業者を介さずに、通話録音機器の貸与を行うことはできるのでしょうか。

3点目、委託業者に引き渡した個人情報、機器設置業務終了後、どのように取り扱われるのでしょうか。

新井係長： 1点目の通話録音機器無償貸与に関する業務の対象者につきましては、65歳以上の高齢者の中でも振り込め詐欺等の被害に合う可能性が高い環境にある方に限定しています。そのため、対象者の条件が複雑になっています。

2点目につきましては、通話録音機器を申請者へ配布する業務も本委託業務に含まれますので、申請者が自力で機器を設置する場合でも、必ず委託業者を介することになります。

3点目の委託業者に引き渡した個人情報の取り扱いにつきましては、通話録音機器設置終了後、速やかに委託業者から個人情報を回収し、その後5年間広聴室で管理した後、廃棄します。

矢口委員： 民生委員の職務中、高齢者から振り込め詐欺等に関する心配事について頻繁に相談が寄せられています。この通話録音機器無償貸与の事業は振り込め詐欺等を未然に防ぐ、とても効果的な取り組みだと思います。

仮に貸出しではなく個人で購入する場合、費用はどのくらいでしょうか。

新井係長： 個人で購入をする場合、家電量販店等で購入することができ、販売価格に関しましては、12,800円が定価と調査済みです。

浅賀委員： 諮問第14号及び諮問第15号について2点お聞きします。

1点目、外部委託先に引き渡す個人情報の内容について「氏名・住所・電話番号」のみとありますが、その他に諮問第14号で収集しています続柄等の情報は引き渡さないということによろしいでしょうか。

2点目、収集した個人情報を外部委託先に引き渡す方法について、文書と磁気媒体の2つの方法で引き渡す理由を教えてください。

新井係長： 1点目の外部委託先に引き渡す個人情報につきましては、通話録音機器を設置するのに必要な情報のみ、委託先業者に引き渡す予定です。そのため申請者の氏名、訪問先の住所、日程調整のための連絡先電話番号のみを委託先業者に引き渡します。

2点目の収集した個人情報を外部委託先に引き渡す方法につきましては、委託業者に文書と磁気媒体の両方で対象者のデータを引き渡し、双方のデータに差異が無いかの確認と、後に実績報告書を受け取るため、2つの方法で個人情報を委託業者に引き渡します。

岡庭委員： 今回の諮問案件に限らず、外部委託をする際には外部委託契約の契約書の内容確認を事務局で行っているのでしょうか。

事務局： 事務局で特に疑義が生じない限り、外部委託契約書の内容確認は行っておりません。

岡庭委員： 各部署で外部委託契約書を交わす際に、外部委託記録票に記載されている委託条件の項目について、委託業者にどのように説明をしているのでしょうか。契約時に契約書の委託条件の各項目に関して記載がある部分を読みあげる等、業務委託をするにあたっての重要事項を契約の相手方に確実に伝達し順守することを確約させるべきだと思います。併せて事務局においては各部署に外部委託における個人情報の取り扱いについて指導し、外部委託契約を行う際の注意事項を周知徹底するべきだと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 岡庭委員の指摘事項につきましては、契約課と協議のうえ、委託先業者に契約内容を順守させるための策を検討します。

岡庭委員： 諮問第16号についてお聞きします。

生活ふくし課所管の生活保護に関する業務を目的外利用するとのことで

すが、目的外利用をする理由を教えてください。

前田主事： 重度心身障害者医療費の支給申請を受けている方の中で生活保護を受けている方につきましては、生活保護の制度が優先されます。

新たに生活保護の受給が開始された場合には重度医療の資格を廃止し、逆に生活保護受給が停止された場合には重度医療の登録の案内が必要なため、生活ふくし課の生活保護に関する業務を目的外利用しています。

荒井委員： 諮問第15号についてお聞きします。

外部委託の業務委託期間につきまして、単年度契約とありますが、仮に機器設置後1年以上経過後に機器の故障又は破損が発生した場合、機器設置業者が対応をするのでしょうか、それとも市職員が対応するのでしょうか。

新井係長： 今回の諮問案件である外部委託業務に関しましては、委託業者に機器の設置業務についてのみ委託しています。修理・故障につきましては、通話録音機器のメーカー保証が1年間無償で付いていますので、申請者からメーカーに直接お問い合わせいただき、メーカーが対応します。メーカーの保証期間が経過した後の修理代金につきましては申請者に負担していただきます。

田原会長： 他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。

4 事務局連絡事項

(1) 平成27年外部委託先立入調査の実施状況について

事務局：平成27年中に実施を予定していました立入調査は、すべて遅滞なく実施されております。

また、平成28年中に立入調査を予定している業務につきましては、次回、平成28年度第1回の個人情報保護審議会で立入調査の予定日を報告させていただく予定です。

岡庭委員：事務局は立入調査の調査結果について、報告を受けているのでしょうか。

事務局：受けております。各部署にて事務局が用意している立入調査のチェックリストに沿って立入調査を実施し、立入調査実施後は立入調査の結果を事務局に報告することになっています。

岡庭委員：外部委託記録票の委託の条件にある「再委託の禁止」の項目につきまして、○がついている業務が多いと思いますが、委託された業務内容を再委託をせずに実施することは現実的に難しいと思われます。

再委託をする際には、市と委託業者の間で再委託に関する合意書などを取り交わすべきではないでしょうか。また、立入調査の実施状況については、実施日を報告するだけでなく調査内容とその結果を報告してください。

事務局：外部委託業務の再委託につきましては原則禁止ですが、市が定める再委託承諾基準に沿った再委託であれば、外部委託業務を再委託することができる取り扱いになっております。今後、立入調査のチェックリストを見直し、立入調査の実施、また、審議会での調査結果の報告方法について検討します。

(2) 平成28年度第1回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成28年7月19日火曜日午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

田原会長： 皆様よろしいでしょうか。この案を了承し、今回は平成28年7月19日火曜日午前10時からといたします。

他に何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

事務局： 皆様、お疲れさまでした。これで平成27年度第3回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

5 閉会

| | | |
|-----|------|--|
| 署名欄 | 会長 | |
| | 署名委員 | |
| | 署名委員 | |